

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和2年5月19日（火） 午後7時00分～午後7時50分
2. 場 所 市役所本館 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約10名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、教育政策課長、書記（職員課 課長代理）
4. 課 題 「2020年夏季一時金等に関する要求書」及び「2020年夏季重点要求書」に基づく交渉（1回目）

<交渉内容要旨>

I. 基本姿勢について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法遵守の考え方について、改めて確認する。 ・ 勤務労働条件については労使合意を基本とするという認識に変わりはないか、また雇用者責任を果たすという立場の認識を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法遵守の立場に変わりはない。 ・ 勤務労働条件の変更にかかわることは、労使合意が基本との姿勢に変わりはない。要求書の各項目について、組合員の切実な要求であると認識しており、雇用者責任を果たす立場で今回の交渉も誠意を持って臨んでいく。

II. 新型コロナウイルス対応について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスについて、対応にあっている職場へのマスク等の資材の提供や交代制勤務による人員の問題について当局の考えを聞く。 ・ 交代制勤務やコロナ禍による経済状況の停滞を理由に職員の給与減額等の不利益は、労働組合として一切許容できないが考えを聞く。 ・ 新型コロナに関連する休暇について、妊娠中や小さい子を持つ職員は、感染リスクが高いことや学校の休業などで世話が必要となることから、有給の特別休暇の付与条件の拡大はできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク等については必要数を把握し、現業職場や保育職場などに配布を行っている。交代制勤務は市役所内における集団感染による機能停止を避けるために臨時的な措置として行っているところである。 ・ 現時点では指摘の措置は避けるべきと考えているが、本市独自の市民等への支援対策等により、財政状況に大きな影響を与えることも避けられないことから、必ずしもとは言いがたい。 ・ 新型コロナに係る休暇については、国や府の取り扱いに準じて定めているものであり、妊娠中の職員等への休暇の拡充は困難である。

III. 生活改善要求について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省調べの2019年4月1日現在の本市のラスパイレス指数が中核市の中で最下位であったことを受け、どう受け止めているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年4月1日時点のラスパイレス指数については、前年度比マイナス2.4ポイントであった。要因として、平成30年度に発生した大阪北部地震や台風といった自然災害による財政へ

<ul style="list-style-type: none"> 我々の要求は職員の生活と処遇の改善を求めているが、今後、改善に向けて努力していくという認識でよいか。 	<p>の影響を鑑み、平成31年1月から4月まで実施した給与減額措置によるものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点において、職員の処遇改善について明確な回答はできない状況だが、引き続き28日の山場交渉まで検討したい。
--	--

IV. その他

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> 今年度から運用されている会計年度任用職員制度において、対象職員への処遇等の説明が不十分であったことから、受験職種を検討する際の判断材料が不足し、困惑した職員がいたと聞いているが、どのように受け止めているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の会計年度任用職員制度の移行について、説明不足ではないかという声があったことを受け、今後、丁寧な説明に努めていきたい。